

日本水道協会第97回総会会員提出問題処理状況

【 処理経過の概要 】

第97回総会における会員提出問題は、「Ⅰ. 防災・減災、国土強靱化」として東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化、水道施設の災害対策に対する行財政支援、防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な財政支援、「Ⅱ. 水道の基盤強化」として新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援、水道事業に対する財政支援の拡充・要件の緩和、起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充、「Ⅲ. 安定・安全の確保」として水利権制度の柔軟な運用、既存ダムの洪水調整機能強化に向けた基本方針への対応、「Ⅳ. その他の重要事項」として地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応など計21題が提出され、審議された。

その結果、全てについて、国会議員及び関係省庁等に対し陳情することと決議された。

これを踏まえて、令和2年11月30日開催の第3回運営会議に陳情文案を諮り、了承を得るとともに、会議終了後、会員提出問題21題及び令和3年度水道関係予算要望等について、出席運営会議委員により陳情活動を実施した。

このうち、予算関連については、予算対策運動の実施経過(10頁以降参照)と併せて、第97回総会会員提出問題の処理状況を報告する。

1. 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化について

[東北地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、総務省、復興庁並びに関係国会議員に対し、陳情を実施した。

<令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日 復興推進会議決定）>

復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

(1) 復興期間

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。

(2) 事業規模

第2期復興・創生期間における被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図る。

平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況を踏まえると、31.3兆円程度と見込まれる。第2期復興・創生期間における復旧・復興事業費の現時点の見込みは1.6兆円程度である。

このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は、合計で32.9兆円程度と見込まれる。

2. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

[東北、中部地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、環境省、復興庁並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

3. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等について

[東北、関東、中部、関西地方支部]

4. 防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な財政支援について

[東北、関東、中部、関西、中国四国地方支部]

5. 水道事業における電力確保対策等について

[関東、中部、関西地方支部]

7. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部]

8. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について

[東北、関東、中部、関西地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、総務省（問題3、8）、経済産業省（問題5）、財務省（問題3、4、7、8）並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<令和3年度水道関係予算案>

(1) 水道施設整備費内訳（他府省計上分含む）

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 予算額 (A)	令和3年度 予算案 (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比率(%) (B)/(A)
水道施設整備費総額	(69,395) 47,995	(80,210) 41,210	▲ 6,785	85.9%
1. 水道施設整備費補助	(23,749) 16,749	(25,749) 16,749	0	100.0%
2. 指導監督事務費等	(87) 87	(87) 87	0	100.0%
3. 水道施設災害復旧事業費	(356) 356	(356) 356	0	100.0%
4. 生活基盤施設耐震化等交付金	(37,104) 22,704	(52,704) 22,704	0	100.0%
5. 東日本大震災水道施設災害復旧事業費	(8,099) 8,099	(1,314) 1,314	▲ 6,785	16.2%
上記3及び5を除いた水道施設整備費	(60,940) 39,540	(78,540) 39,540	0	100.0%

注1:厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総額。

注2:百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3:令和2年度予算額欄の上段()書きは、災害復旧費と東日本を除き、令和元年度補正予算案を含んだ額。

注4:令和2年度予算額については、臨時・特別の措置分を除いている。

注5:令和3年度予算案欄の上段()書きは、災害復旧費と東日本を除き、令和2年度第3次補正予算(案)を含んだ額。

(2) 概 要

令和3年度水道関係政府予算案は、令和2年度第3次補正予算額を含め、785億円（災害復旧費を除く）が計上された。

内訳としては、当初予算額395億円、補正予算額390億円となっている。臨時・特別措置を除く当初予算ベースで見ると前年度と同額が確保された。この他、東日本大震災を含む災害復旧費に17億円が計上された。

(3) 令和3年度予算案及び令和2年度第3次補正予算案における主な制度改正案

◆防災・減災、国土強靱化の加速化・深化による水道施設の耐災害性強化（公共・非公共）

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（2018年～2020年）に基づき実施してきた水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策及び水道施設・管路の耐震化について、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」（2021年～2025年）に基づき加速化・深化を図る。

① 停電・土砂災害・浸水災害対策の加速化・深化（公共）

・2,000戸以上に給水するなど影響が大きい浄水場における停電・土砂災害・浸水災害対策への支援を新たな数値目標のもと継続。

※令和7年度までに停電対策77%、土砂災害対策48%、浸水災害対策59%の対策完了を目指す。

・配水場・ポンプ場への国庫補助を継続するとともに、取水場（単独での実施）を補助対象とすることにより、対策の効果を促進。

※浄水場において対策を実施する計画のある施設を対象

② 上水道管路の耐震化の加速化・深化（非公共）

・配水支管への国庫補助の拡充措置（※）を継続することにより対策の効果を促進。

※地域防災計画に位置付けられていない学校や福祉施設等、公共性が高く社会的影響が大きい施設に配水するものへの対象拡充

・基幹管路の耐震適合率の目標を引き上げ、強力に耐震化を推進。

令和4年度までに50% → 令和10年度までに60%

◆その他、水道施設の耐災害性強化の推進（非公共）

① 被災した水道施設に係る災害対策事業への財政支援の創設

現行の災害復旧費補助金による支援対象は、施設を原形に復旧するもののみが財政支援の対象であるため、再度被災を防止する観点から上乘せ措置分への支援が必要



・災害復旧事業と合わせて実施する（※）止水壁の設置や電気設備の嵩上げ等、基幹水道構造物の災害対策事業について生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援。

（補助率1/3、資本単価要件なし）

※他の事業で実施されるものを除く。

② 水道管路緊急改善事業の対象拡充

鋳鉄管、石綿管、コンクリート管等の管種が対象で、ポリエチレン管は対象外



- ・交付対象となる管種に、ポリエチレン管を追加する。

③ 水道事業の海底送水管更新への支援の創設

海底送水管の老朽化が課題となっているところ、簡易水道を除いては、管種が限られるなど支援の対象が限定的



- ・布設後20年を経過した水道事業の海底送水管の更新事業について、管種を限定せず財政支援の対象とする。
※令和7年度までに事業計画が採択されたものに限る。

◆その他、水道の基盤強化を図るための拡充（非公共）

① 広域化事業の要件緩和

市町村域を超えて3以上の水道事業等の事業統合又は経営の一体化が要件



- ・半島振興対策実施地域や離島振興対策実施地域等の地理的な条件が厳しい地域については市町村を超えて2以上の事業統合又は経営の一体化を要件とする。

② 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業の要件緩和

上水道事業のみが交付対象



- ・簡易水道事業を交付対象に追加

③ 水道事業者等のソフト事業への支援メニューの創設

ソフト事業については、

- ・都道府県における水道基盤強化計画や水道基盤強化に資する研修、技術者派遣事業に係る経費等
- ・水道事業者等における官民連携の導入検討に係る経費が支援対象



- ・水道事業者等が実施する事業継続計画（BCP）の策定、複数事業者間のアセットマネジメントや施設統廃合の検討経費等ソフト事業への財政支援メニューを創設する。

※詳細については、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領等の改正により決定する。

6. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について

[関東、中部、関西地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、総務省、財務省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長>

新型コロナウイルス感染症に伴い、住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として「特別減収対策企業債」の制度が創設された。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により公営企業の減収が発生する恐れがあることから、同感染症に伴う減収による資金不足について、引き続き「特別減収対策企業債」の発行を可能とする。

(1) 措置の内容

- ・新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債を発行できる（特別減収対策企業債）。
- ・発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0.8）を講じる。
- ・償還年限は15年以内

10. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

[関東、関西地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、環境省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」のうちの「上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業」>

環境省では、「上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業」を厚生労働省・国土交通省と連携して行うこととしており、上下水道・ダム施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援し、上下水道施設における脱炭素化を促進する。

9. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について

[北海道、東北、中部、関西、中国四国地方支部]

11. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部]

12. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省(問題9)、総務省、財務省、地方公共団体金融機構(問題11,12)、並びに係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<令和3年度地方債計画>

令和3年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

(1) 水道事業債は、5,259億円※(対前年度比94.4%)と決定された。

※通常収支分と東日本大震災分の合計

(2) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上下水道等住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額が計上された。

<地方財政措置の拡充等>

(1) 旧簡易水道事業に対する地方財政措置

① 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業における旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業

② 対象要件

前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

- ・統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- ・有収水量1m³当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上

※大規模団体を除く上水道事業の全国平均

③ 財政措置

建設改良に係る水道事業債の元利償還金(50%)について、一般会計からの繰出を行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置(50%)

(2) 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する

事業を創設。アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担。

13. 水源施設の開発促進等について

[関東、九州地方支部]

14. 水利権制度の柔軟な運用について

[東北、関東、関西地方支部]

16. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について

[中部、関西地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、国土交通省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

15. 既存ダムの洪水調整機能強化に向けた基本方針への対応について

[関東、九州地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、国土交通省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<利水ダム等における事前放流の更なる推進>

(1) 河川管理者による利水ダムの施設整備制度の創設

放流管の増設など施設改良等を行うことで、大きな洪水調整効果を期待できる場合に、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度を創設する。

(2) 事前放流に伴う損失補填制度の拡充

二級水系の河川管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合にも特別交付税措置（措置率0.8）を講じる（一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様）。

(3) 事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置等の創設（固定資産税等）

事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする特例措置等を創設する。

17. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について

[関東、九州地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

18. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、国土交通省、環境省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案事例集>

本協会では、地下水利用専用水道の急速な拡大に対し、水道事業の健全性を確保し財政を安定させるために、現行法体系の中でどのような水道料金案が想定できるかについて、その考え方、具体的な算定方法、効果及び留意事項を「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案」として平成21年に取りまとめ、発行した。

また、本報告書の追補、個別対応を取っている事業者の先進事例紹介等を内容とする「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案事例集」を平成31年4月に本協会HPで公表した。

19. 配水管等の耐用年数の見直しについて

[関東、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、総務省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

20. 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて

[北海道、東北、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、経済産業省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

21. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について

[中国四国地方支部]

第3回運営会議後、厚生労働省、環境省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

令和3年度水道関係予算対策運動等実施経過

年 月 日	事 項
R2.6.15	<p>第1回運営会議（書面開催）</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催し、令和3年度水道関係予算獲得運動方針案及び要望書案を審議決定した。これを受け、厚生労働省、総務省のほか、自由民主党水道事業促進議員連盟（以下「水議連」という。）及び公明党上水道・簡易水道整備促進議員懇話会（以下「懇話会」という。）の各所属議員に対して、令和3年度水道関係予算確保に係る陳情活動を行った。</p>
R2.9.8	<p>令和2年7月豪雨により被災した水道施設の復旧等に対する財政支援</p> <p>被災した水道施設の復旧等に係る国庫補助金の補助率の引き上げ、補助対象の拡大、並びに地方財政措置の拡充に係る要望書案を運営会議委員に諮り、了承された。これを受け、自民党厚生関係団体委員会副委員長 小川参議院議員をはじめとした関係国会議員、厚生労働省、総務省、財務省に対し、九州地方支部長の福岡市及び事務局にて陳情活動を行った。</p>
R2.10.16	<p>第2回運営会議</p> <p>令和3年度水道関係予算及び起債の概算要求額の確保等、要望書案を審議決定し、会議終了後、与党の各主要役員、並びに水議連所属議員等に対して、陳情活動を行った。なお、財務省に対する陳情については、事務局にて後日実施することと決定した。</p>
R2.10.19	<p>第2回運営会議（令和2年10月16日開催）の決定に基づき、財務省（令和3年度水道関係予算の確保）に対する陳情活動を事務局にて行った。</p>
R2.11.5	<p>自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会</p> <p>自由民主党本部にて開催された予算・税制等に関する政策懇談会において、令和3年度水道関係予算の確保等について、小島敏文自由民主党厚生関係団体委員長、福岡資麿自由民主党厚生労働部会長のほか、出席議員に対して事務局より要望を行った。</p>
R2.11.13	<p>第97回総会 東京都千代田区（水道会館）にて開催</p> <p>東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化を始め、財政支援（国庫補助等）の拡充及び補助要件の緩和、起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充、新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援等、現下の水道事業の重要問題を討議し、予算関連事項を含め関係当局に陳情することと決議された。</p>
R2.11.26	<p>公明党 政策要望懇談会</p> <p>衆議院第2議員会館にて開催された政策要望懇談会において、令和3年度水道関係予算の確保等について、石田祝稔懇話会会長のほか、出席議員に対して事務局より要望を行った。</p>

R 2 . 11 . 30	第 3 回運営会議開催に先立ち、日本水道協会に令和 3 年度水道関係政府予算対策室を設置した。
R 2 . 11 . 30	<p>第 3 回運営会議</p> <p>令和 3 年度水道関係予算等に関する要望書案、第 97 回総会で陳情することが決議された会員提出問題について審議決定し、会議終了後、関係各省庁のほか、石田昌宏自由民主党厚生関係団体副委員長、水議連及び懇話会の各所属議員に対して、陳情を行った。</p> <p>なお、財務省、地方公共団体金融機構宛の要望事項については、後日実施することと決定した。</p>
R 2 . 12 . 4 R 2 . 12 . 9	第 3 回運営会議の決定に基づき、財務省（令和 3 年度水道関係予算の確保等）、地方公共団体金融機構（起債融資条件の改善等）に対する陳情を、事務局にて行った。
R 2 . 12 . 21	令和 3 年度水道施設整備費の予算案（災害復旧費等を除く）は、当初予算額 395 億円、令和 2 年度第 3 次補正予算額 390 億円、合計 785 億円が確保された。